細則6 非常時等の処置について

1. 定期考查期間中

次の場合は、臨時休業とし、その日の考査は定期考査最終日の翌日(休日の場合は休日の翌日)に 延期する。

- (1) 午前7時現在で、明石市に、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報(波浪警報、高潮警報は除く) の5つの警報のうち、少なくとも1つが発令中の場合 なお、明石市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。
 - ① 通学時間が1時間30分以上の生徒の場合

午前6時現在で、明石市には警報が発令されていないが、居住区域に上記の5つの警報の うち、少なくとも1つが発令されている場合は、自宅で待機する。なお、午前7時現在で、 発令されていた警報がすべて解除されている場合は、速やかに登校する。受験できなかった 科目については、公認欠席の扱いとする。

② ①以外の生徒の場合

午前7時現在で、明石市には警報が発令されていないが、居住区域に上記の5つの警報の うち、少なくとも1つが発令されている場合は、自宅で待機する。受験できなかった科目に ついては、公認欠席の扱いとする。

- (2) 午前7時現在で、スト・事故等の理由で、JR・山陽電鉄の両方ともが運行を停止している場合(どちらか1つが運行されている場合は、平常通りとする)
- 2. 定期考査期間以外の時(午前中授業の期間は、上記1の定期考査期間中に準ずる)
 - (1) 午前7時現在で、明石市に、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報(波浪警報、高潮警報は除く)の5つの警報のうち、少なくとも1つが発令中の場合は、自宅で待機する。午前9時を過ぎても発令中の場合は、臨時休業とする。午前9時現在で、発令されていた警報がすべて解除されている場合は、午前11時20分までに登校する。SHR実施後、第4校時より授業を行う。

なお、明石市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。

① 通学時間が1時間30分以上の生徒の場合

午前6時現在で、明石市には警報が発令されていないが、居住区域に上記の5つの警報のうち、少なくとも1つが発令されている場合は、自宅で待機する。なお、午前7時現在で発令されていた警報がすべて解除されている場合は、直ちに登校し、授業を受ける。午前9時現在で、すべて解除された場合は、午前11時20分までに登校し、第4校時より授業を受ける。

② ①以外の生徒の場合

午前7時現在で、明石市には警報が発令されていないが、居住区域に上記の5つの警報の うち、少なくとも1つが発令されている場合は、自宅で待機する。午前9時現在で、発令さ れていた警報がすべて解除されている場合は、午前11時20分までに登校し、第4校時よ り授業を受ける。 (2) 午前7時現在で、スト・事故等の理由で、JR・山陽電鉄の両方ともが運行を停止している場合(どちらか1つが運行されている場合は、平常授業とする)、自宅で待機する。午前9時を過ぎても運行が停止されている場合は、臨時休業とする。ただし、午前9時現在で、JR・山陽電鉄のどちらか1つが運行を再開した場合は、午前11時20分までに登校する。SHR実施後、第4校時より授業を行う。

3 非常時等の公認欠席の扱い

- (1) 生徒の居住区域からの登校経路において、公共交通機関が運行を停止、または大幅な遅れを 伴い、生徒の通常通りの登校が困難だと判断される場合、欠席した授業は公認欠席として扱う ことができる。
- (2) 淡路島から通学している生徒については、午前7時現在で、淡路ジェノバライン(岩屋航路)が、欠航している場合、自宅待機とするが、できるだけバスを利用して登校する。 ただし、午前11時現在で、運航を再開している場合は、速やかに登校し、授業を受ける。欠 席した授業については、公認欠席の扱いとする。

午前11時を過ぎてなお欠航している場合は、全日の公認欠席の扱いとする。

なお、欠航している場合は、午前11時までは、各船会社に電話で問い合わせ、運航の再開が されていないか各自確認すること。

(参考) 居住区域について

気象警報等は、気象庁のホームページは、「現在の区分」で発表されています。

従来の区分	現在の区分
阪神地域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
北播丹波	西脇市・篠山市・丹波市・多可町
播磨北西部	宍粟市・市川町・福崎町・神河町・佐用町
播磨南東部	明石市・加古川市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市・稲美町・播磨町
播磨南西部	姫路市・相生市・赤穂市・たつの市・太子町・上郡町
淡路島	洲本市・南あわじ市・淡路市
但馬北部	豊岡市・香美町・新温泉町 但馬南部
播磨南部	養父市・朝来市